

近江八幡市減塩に関するロゴマーク及びキャッチフレーズ使用要領

令和4年4月1日

近江八幡市健康推進課

1. 趣旨

近江八幡市（以下「市」という。）は、急性心筋梗塞による死亡率が高く、特に女性では高血圧性疾患も高いことが、大きな健康課題となっています。これらの生活習慣病の予防には、食塩のとりすぎに気をつけることが重要です。しかし、本市では、若い世代を中心に、食塩の過剰摂取、野菜の摂取不足が課題となっています。

このロゴマーク及びキャッチフレーズ（以下「マーク等」という。）は、自然と健康になれるまちづくりの一環として「減塩」に関する取組をより一層推進することを目的として制定しました。この要領は、マーク等の使用方法について定めるとともに、適正に使用していただくための基準を定めるものです。

2. 図柄等

- (1) マーク等は、別添1のとおりとします。
- (2) マーク等の実際の使用に当たっては、別添2に従ってください。
- (3) マーク等に関する一切の権利は、市に帰属します。

3. 使用の申請及び許可

- (1) マーク等は、減塩を推進する取組、情報発信等のために使用するものとします。
- (2) マーク等の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、近江八幡市減塩に関するロゴマーク及びキャッチフレーズ使用承認申請書（別記様式1。以下「申請書」という。）を健康推進課宛てにメール、FAX 又は郵送にて申請してください。
- (3) 市は、「申請書」の提出があったときは、使用の可否を決定し、近江八幡市減塩に関するロゴマーク及びキャッチフレーズ使用承認（不承認）通知書（別記様式2）により、申請者に通知するものとします。この場合において、市は、下記のいずれかに該当するときは、ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用を許可しないものとします。

- ①本要領に反して使用のおそれがあるとき。
- ②市の信用若しくは品位を害すると認められるときまたはそのおそれがあるとき。
- ③法令若しくは公序良俗に反する場合またはそのおそれがあるとき。
- ④政治活動、宗教活動、思想の普及活動等のために使用されるおそれがあるとき。
- ⑤特定の個人または団体の売名行為に利用される恐れのあるとき。
- ⑥その他マーク等を使用することが不相当と認められるとき。

4. 使用の申請の省略

以下のいずれかに該当するときは、3.(1)に関わらず、申請書の提出を省略することができることとします。

- ①国または地方公共団体が使用するとき。
- ②新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用するとき。
- ③学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が、教育目的に使用するとき。
- ④著作権法（昭和45年法律第48号）で認められる私的使用の範囲に該当するとき。
- ⑤その他市長が認めたとき。

5. マーク等の表示条件

(1) マーク等は、使用許可に係る事業のポスター、チラシ、パンフレット、WEBサイト等の広報媒体等に表示することができます。

(2) マーク等は、個別の商品を推薦するもの又は推薦すると誤認させるものとして使用することはできません。

6. マーク等の使用料

マーク等の使用に係る対価は、徴収しません。

7. 使用者の義務

(1) 使用者は、承認された内容にのみ使用すること。

(2) マーク等のイメージ、信用等を損なうことがないように、適正に使用すること。

(3) マーク等の一部のみを使用し、又は変形しないこと。ただし、市があらかじめ必要と認めたときは、この限りではありません。

(4) 使用者がマーク等を使用した取組に関し、第三者に損害を与えた場合には、全責任を負っていただきます。なお、マーク等の使用に関するクレームに対し、市は一切その責任を負いません。

(5) 申請内容が変更となる場合には、その変更内容を書面にて担当者宛てに報告してください。（様式自由）

8. 使用許可の取消し

(1) マーク等が、本要領に反して使用されたときまたは使用されるおそれがあるときは、許可を取り消すこととします。

市は、使用の許可を取り消したときは、近江八幡市減塩に関するロゴマーク及びキャッチフレーズ使用取消し通知書（別記様式3）により、当該使用者に通知するものとします。

(2) 許可を取り消された者は、許可取消通知日以降、当該許可に係る一切の使用を禁止します。

(3) 許可の取消しにより生じた損害は、当該許可を取り消された者の負担となります。

(別添1) 近江八幡市減塩に関するロゴマーク図案、キャッチフレーズ

(別添2) 近江八幡市減塩に関するロゴマーク及びキャッチフレーズ使用マニュアル

別記様式1

近江八幡市減塩に関するロゴマーク及びキャッチフレーズ使用承認申請書

年 月 日

近江八幡市健康推進課長 宛

(申請者)

住 所

氏 名

担当者

電 話

メー ル

近江八幡市減塩に関するロゴマーク及びキャッチフレーズの使用について、下記のとおり申請いたします。

ロゴマーク及びキャッチフレーズの使用に当たっては、近江八幡市が定める「近江八幡市減塩に関するロゴマーク及びキャッチフレーズ使用要領」及び「近江八幡市減塩に関するロゴマーク及びキャッチフレーズ使用マニュアル」を順守し、これらに違反した場合は、承認の取消しを受けても異議ありません。

記

1 使用項目

- ポスター、チラシ、パンフレット等
- 宣伝、販売促進等のためのノベルティ類（製作予定品： ）
- その他（①使用品名 ②使用用途 ）
- テレビCM、新聞又は雑誌広告

2 発行（製作）数

3 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 同意事項

上記1使用項目以外にロゴマーク及びキャッチフレーズの転用及び複製をしません。

別記様式3

近江八幡市減塩に関するロゴマーク及びキャッチフレーズ使用取消し通知書

第 号
年 月 日

様

近江八幡市健康推進課長

年 月 日付け 第 号で承認した近江八幡市減塩に関するロゴマーク及びキャッチフレーズの使用について、近江八幡市減塩に関するロゴマーク及びキャッチフレーズ使用要領8の規定により、下記のとおり使用の承認を取り消したので通知します。

記

- 1 使用承認取消し年月日 年 月 日
- 2 取消しの理由